

資料編

1 敦賀市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者から広く意見を徴収するため、敦賀市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 敦賀市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画の評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

2 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ当該認可について、会議の意見を聞くものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の役員
- (3) 市民の代表
- (4) 関係機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、議長が非公開が相当であると認める場合には、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部児童家庭課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 敦賀市次世代育成支援対策地域行動計画推進委員会設置要綱は、廃止する。

2 敦賀市子ども・子育て会議 委員一覧

(順不同)

氏 名	所属団体等	備考
徳本 達之	敦賀市私立幼稚園連絡協議会 会長	
川瀬 朋子	敦賀市私立保育園連絡協議会	
廣瀬 愼	敦賀市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員会	
岩崎 和子	敦賀市母子寡婦福祉連合会 副会長	
宮川 和彦	敦賀市医師会 副会長	
神谷 幸輝	敦賀市PTA連合会 理事	
白崎 俊一郎	福井県嶺南振興局 敦賀児童相談所 所長	
藤木 博子	敦賀市障害児福祉団体連合会 事務局長	
滝本 律子	敦賀市小学校校長会	
廣脇 智則	東洋紡株式会社 敦賀事業所	
渡辺 真一	株式会社アイケープラスト	
辻 奈津子	市民公募	
堤 晴香	市民公募	

3 用語集

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども家庭総合支援拠点

すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

【さ行】

食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

小規模保育事業所

預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、定員数は「6人～19人まで」となっている。これまでの認可保育園の基準は、定員が20人以上とされていたが、新制度では19人以下でも認可保育所という位置づけになり、補助金、財政支援が出ることになる。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

【や行】

ユニバーサルデザイン

一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【英字】

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

新つるがいきいき子ども未来プラン

〔 第2期敦賀市子ども・子育て支援事業計画
第4期敦賀市次世代育成支援対策行動計画 〕

編集・発行：敦賀市福祉保健部 児童家庭課
〒914-8501
福井県敦賀市中央町2丁目1番1号
TEL 0770-22-8127
FAX 0770-22-8168